

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和七年十二月十二日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
南 忠宏	五條市	五條市久留野町一二番、一二六番、一二七番、一二八番、一三六番、一四五番、一四六番、一四七番、一四八番一、一五三番、一五五番、九七八番一及び九七九番一
南 忠宏	五條市	五條市西久留野町五五〇番、五五一番及び五五二番並びに久留野町九二八番及び九二九番一
西岡 英史	五條市	五條市西久留野町三八番一、三九番、五三番、五九番一、六七番一、八七番三、八八番一三、一一四番及び一三四番

（次頁に続く。）

吉田 誠司	五條市	五條市西吉野町奥谷一六六番、 一七三番、一七四番及び一七五 番
小林 順一郎	和歌山県橋本市	五條市野原中六丁目二〇七七番、 二〇七八番及び二〇八六番
小林 順一郎	和歌山県橋本市	五條市野原中六丁目二〇八二番、 二〇八三番及び二〇八五番

二 認可年月日

令和七年十二月四日